

ウ 社会教育施設の利用者側の状況の把握

(ア) 過去の統計審議会等における指摘事項等

平成 17 年度調査に係る統計審議会答申の「今後の課題」では、本調査の見直しについて、前述のイ(ア)のとおり、「調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査範囲及び調査の単位、經理事項の把握等調査の企画・設計についても十分検討する必要がある」とされたところである。

これを受けた見直しの一環として、平成 20 年度調査の実施に当たり、文部科学省において調査事項の変更に関する検討を行った結果、同省は、本調査において利用者個々からの情報収集は行わないが、社会教育施設等が実施する学級・講座の学習内容別区分を細分化して、事業内容及び利用状況をより詳細に把握することとした。

こうした文部科学省の対応については、平成 20 年度調査に係る統計委員会の審議において、学習内容別区分の細分化は、利用者ニーズの把握等に有効であると評価する意見があった一方、本調査は利用者の状況などに関する調査事項が少なく、よりデマンドサイドに立った調査の必要性が認められ、その調査方法としては、本調査により実施する方法、本調査の付属調査のような形で実施する方法など種々の方法が考えられるとの意見があり、これらを踏まえ、前回答申における「今後の課題」のとおり、指摘が行われたものである。

(イ) 文部科学省における検討結果

「社会教育施設の利用者側の状況の把握」については、文部科学省は、前述のイ(イ)と同様、データ集積部会において検討を行い、当該把握のため、国民の「学び」に関する意識調査の実施計画案を作成した。

しかしながら、社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査としては、内閣府が生涯学習に関する国民の意識を把握することを目的として、おおむね全国の 20 歳以上の者（3,000 人又は 5,000 人）を対象に、不定期に実施している「生涯学習に関する世論調査」（直近の調査は平成 24 年に実施）がある。

このため、文部科学省は、当該世論調査など既存の調査との重複排除に留意しつつ検討した結果、上記意識調査を実施することや、本調査において利用者側の状況に係る調査事項を更に追加するのではなく、当該世論調査により施設の利用者側の状況を引き続き把握していくこととすることが適当であるとしている。

(ウ) 審査結果

本調査においては、利用者側の情報に関するものとして、これまで、主に、諸集会等の実施件数及び参加者数、学習内容区別の学級・講座の実施件数（青少年対象、成人一般対象などの対象別等）及び学級生数・受講者数（男女別）等については把握されている。

本調査以外で、社会教育施設の利用者側の情報として把握可能なものとしては、以下のものが挙げられる（各調査の概要は、後述参考参照）。

- ① 内閣府が実施した前述の「生涯学習に関する世論調査」における過去 1 年間に公

民館等を利用した者の比率及び当該利用者の性別・年齢

- ② 総務省が実施した社会生活基本調査（基幹統計調査。直近の調査は平成 23 年に実施）における市町村の学習事業に参加した者の性別・年齢、学習内容、参加目的等

しかしながら、社会教育施設が提供する社会教育サービスは、国民が生涯学習活動を行うに当たり利用が想定される中心的なものであり、これを真に国民のニーズに沿った十分なものとするためには、施設利用者について、基本的な属性（性別、年齢等）、利用目的、利用したサービスの満足度、利用を望む社会教育サービスの内容等を把握・分析することが有用ではないかと考えられるところである。

また、利用したサービスの満足度は、社会教育法等により公民館等が実施に努めることとされている運営状況の評価にも活用できる可能性がある。実際、一部の地方公共団体（政令指定都市）では、市民の生涯学習の推進のための計画（生涯学習推進計画）の策定に当たり、市民を対象に社会教育施設の社会教育サービスを利用した場合の満足度について調査を行い、その結果に基づき、当該計画の中で施設利用の目標とする満足度を設定している例もみられるところである。

（論点）

- ① 国が、社会教育施設の利用者側の状況を現在以上に把握する必要性について、どのように考えるべきか。把握した結果は、今後の社会教育施策の検討や展開に有用な情報となる可能性があるかどうか。
- ② 国が把握する必要がある場合、どのような情報を把握することが適当か。また、本調査の中で把握すべきか。別途の統計調査等において把握することが適当か。

【参考】「生涯学習に関する世論調査」（平成 24 年調査）の概要

【調査の目的】生涯学習に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とすることを目的とする。

【調査対象の範囲】全国の 20 歳以上の日本国籍を有する者

【報告を求める者】3,000 人

【報告を求める事項】① 生涯学習の現状

生涯学習という言葉のイメージ、生涯学習の実施の有無（学習内容別）、学習目的、満足度、学習に当たり困ること、学習場所や形態、資格や修了証等の取得の有無 等

② 生涯学習の今後の意向

情報端末等を使った学習に関する意向、学習したい内容、学習したい場所や形態、情報入手先に関する意向 等

③ 生涯学習の振興方策

国や地方公共団体が力を入れるべきこと

④ フェイス事項

性別、年齢、従業上の地位、仕事の内容及び主婦か否かの別

【調査時期】平成 24 年 7 月 5 日～同月 15 日

【調査方法】調査員調査

【調査の周期】不定期（これまでの実績では 3 ～ 9 年の間隔）

【参考】「社会生活基本調査」（調査票A）の概要

【調査の目的】社会生活基本統計を作成し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査対象の範囲】 全国の世帯及び世帯員

【報告を求める者】約 79,000 世帯及びその 10 歳以上の世帯員約 190,000 人

【報告を求める事項】① 全ての世帯員に関する事項：世帯主との続柄、出生の年月又は年齢、在学、卒業等教育又は保育の状況

- ② 10歳未満の世帯員に関する事項：育児支援の利用の状況
 - ③ 10歳以上の世帯員に関する事項：氏名、男女の別、配偶の関係、学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況、生活時間配分及び天候
 - ④ 15歳以上の世帯員に関する事項：介護の状況、就業状態、就業希望の状況、従業上の地位、勤務形態、年次有給休暇の取得日数、仕事の種類、所属の企業全体の従業者数、ふだんの1週間の就業時間、希望する1週間の就業時間、通勤時間、ふだんの健康状態、仕事からの年間収入
 - ⑤ 60歳以上の世帯員に関する事項：子の住居の所在地
 - ⑥ 世帯に関する事項：世帯の種類、10歳以上の世帯員数、10歳未満の世帯員数、住居の種類、自家用車の所有の状況、世帯の年間収入、介護支援の利用の状況、不在者の有無

【基準となる期日】実施年の10月20日現在等

【調査方法】調査員調査及びオンライン調査

【調査の周期】 5年

※ 調査票様式

- 21 学習・自己啓発・訓練について

 - ・仕事・学業として行うものを除き知識・教養を高めるため 仕事に役立てる(技術・資格取得を含む)などなどを目的としたものを記入してください
 - ・児童・生徒・学生が授業・予習・復習として行うものや社会人の職場研修は除きます